



世界へのプレゼントになろう

Kawi

K. R. ラビンドラン  
2015・16年度国際ロータリー会長



No.13

Takasago Rotary Club

週報

高砂

### クラブ会長方針

“ロータリーをもっと知ろう”

- ① ロータリーは親睦から
- ② 友愛奉仕活動を見直そう
- ③ 地区を知ろう

例会記録 (2015. 10. 16 (金)) 通算3,052回

#### ◆開会

◆唱歌 ロータリーソング「我等の生業」

◆「四つのテスト」唱和

◆来訪ロータリアン (10/9)

大阪北RC 樽谷清孝会員

高砂青松RC 中谷利幸会員

◆歓迎歌 「松の緑」

#### ◆プログラム予定

10月23日 (金)	10月30日 (金)	11月6日 (金)	11月8日 (日)
職場例会 「法改正について」 播磨自動車教習所 山本広志会員	卓話 「会員増強に向けて」 信原智彦会員	臨時総会 (次年度理事役員指名委員会設置) 卓話「兵庫県議会からみる 県内外」 兵庫県議会議員 山本敏信様	(13日例会分) 秋の家族移動例会 ～大阪劇団四季劇場 「ライオンキング」～

## ◆出席報告

本日 10月16日 会員数42名 出席者24名 出席率 66.67%  
前々回 9月18日 会員数42名 修正出席者35名 出席率100.00%修正

## ◆MAKE-UP

桂田 重信会員	加古川RC	10月16日
桂田 重信会員	高砂青松RC	10月23日
後藤 宗久会員	e-CLUB	10月 2日
後藤 宗久会員	e-CLUB	10月16日
堤 哲雄会員	e-CLUB	10月16日
山川 晃禎会員	e-CLUB	10月16日
濱崎日出夫会員	e-CLUB	9月18日
濱崎日出夫会員	e-CLUB	10月 2日
福島 弥一会員	e-CLUB	10月16日
丸山 恵右会員	e-CLUB	10月 2日

## ◆S. A. A. (ニコニコ箱報告)

佐野 敏晴会長……先日の親睦ゴルフコンペ高木委員長はじめ、委員会の皆様にはお世話になりました。竹内会員にはゴルフ場のエントリーでお世話になり、ありがとうございました。

馳走(北田伸一様)……高砂RCの皆様、いつもお世話になっております。

本日100万ドルメニュー承りました。牛肉、きのこたっぷりカレーです。SAAの皆様はじめ配膳等お手数ですがよろしく願います。

豊田 克義会員……誕生日祝を頂きありがとうございます。

アートサロン内垣様……例会の貴重な時間を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

坂井 智代会員……谷川会員の卓話楽しみにしています。今日はありがとうございます。

丸山 恵右会員……結婚記念日祝を頂きありがとうございます。

早退1名

## ◆幹事報告(3,052回)

※例会変更のお知らせ

◎加古川平成RC

11月18日(水) → 11月20日(金)

18:30～ 尼崎西RCと合同例会

於:ホテルモントレ神戸

〈米山記念奨学会より〉

◎「ハイライトよねやま」187号が届いております。



後藤純次幹事

## 〈その他〉

- ◎職業奉仕委員会より、「職業奉仕を学ぶ」の冊子が届いております。
- ◎第37回RYLAセミナー報告書が届いております。
- ◎国際ロータリー第2680地区ローターアクト『2015-16年スポーツ大会』（11/22）のご案内が届いております。
- ◎明石西ロータリークラブ プロジェクト見学（11/12）のご案内が届いております。
- ◎甲子園ロータリークラブ プロジェクト見学（11/14）のご案内が届いております。
- ◎メジャードナー顕彰午餐会（12/2）のご案内が届いております。
- ◎ロータリー文庫運営委員会より、「クラブHPへのリンクのお願い」と、「資料寄贈のお願い」が届いております。
- ◎RYLA学友会卓和のご案内が届いております。
- ◎高砂市学校保健会より、保健表彰楯等の寄託のご依頼が届いております。

## ◆会長の時間

今月は、米山月間です。前回の例会にモモさんに卓話をお願いしましたが、改めて米山について考えてみたいと思います。

正式には「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」と言われています。目的は、勉学または研究のために来日し、わが国の正規の学校または研究機関に在籍する外国人留学生に対して奨学金を支給し、彼らの留学の目的を支援するとともに、ロータリーの理想とする、国際理解と親善に寄与することと書かれています。

今月の第一例会時に配布された「ロータリー米山記念奨学事業豆辞典」をご覧になりましたでしょうか。この豆辞典に記載されている内容を少し紹介させていただきます。

毎月、奨学生に渡す奨学金の金額ですが、学部・修士・博士課程ロータリー米山記念奨学金は学部課程10万円、修士課程・博士課程14万円で、課程修了までの最長2年間奨学金をもらうことが可能です。モモさんは修士・博士課程の14万円の奨学金です。

その他、地区奨励ロータリー米山記念奨学金として大学・大学院以外の教育機関を対象とする留学生には7万円の奨学金です。他にも世話クラブが申請し、6ヵ月か1年間選択で現役奨学生の奨学金の延長をするクラブ支援ロータリー米山記念奨学金、来日前の日本留学希望者が応募できる海外応募者対象ロータリー米山記念奨学金、学友学会が募集・選考する海外学友推薦ロータリー米山記念奨学金があります。

以前から、言われていますが、米山奨学生は中国人が多すぎるのではという意見ですが2015年度の奨学生の39.7%が中国人のようです。しかし日本に来ている留学生の55.9%が中国籍ですので決して多くないとの事ですし、中国人留学生は人物・学業の面で優秀なため米山奨学金制度の選考をくぐりぬけて採用されているようです。私の考えですが、この中国人奨学生が母国に帰って日中関係の改善に役立ってくれればと思います。



佐野敏晴会長

本日は谷川会員の卓話です。8月の伊地知会員の卓話に続いての私たちクラブの会員の卓話ですので大変楽しみにしています。

◆本日のプログラム

卓話「相続と贈与」 谷川こずえ会員

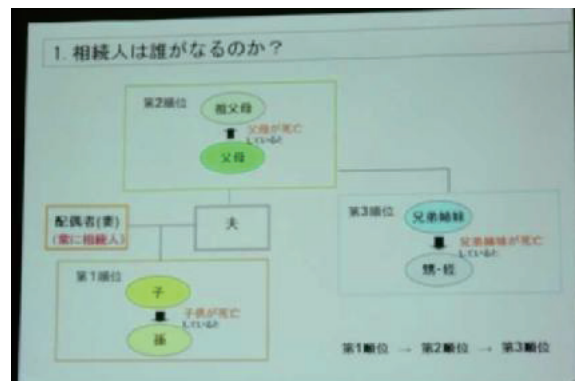


坂井智代 プログラム委員長



**「相続 と 贈与」**

**平崎・澤木 会計事務所**  
 税理士 平崎泰彦  
 税理士 澤木俊昌  
 コンサルタント 谷川こずえ



2. 相続税がかかる財産とは？

代表的なもの

- 手許現金
- 預貯金
- 不動産
- 投資信託
- 株式
- ゴルフ会員権
- 死亡保険金
- 死亡退職金

非課税財産  
お墓・仏壇

相続財産から控除  
借入金  
葬式費用

死亡保険金や死亡退職金のうち、一定額を超えると相続税がかかります。

4. 基礎控除の引き下げは？

非課税の枠が**4割減**に

～H26.12.31: 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

H27.1.1～: 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

<法定相続人の数と基礎控除>

法定相続人数	1人	2人	3人	4人	5人
～H26.12.31	6,000万円	7,000万円	8,000万円	9,000万円	1億円
H27.1.1～	3,800万円	4,200万円	4,800万円	5,400万円	6,000万円

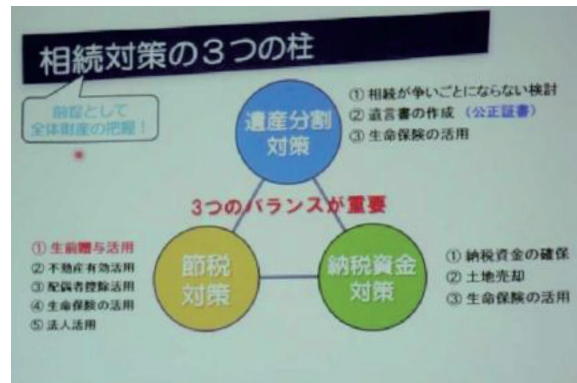
法定相続人が3人の場合  
基礎控除: 8,000万円 → 4,800万円(3,200万円に対して相続税がかかる)

### 改正後 相続税額

＜平成27年以後に発生した相続＞ (単位: 万円)

課税価格	配偶者がいる場合				配偶者がいない場合			
	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人
5,000万円	40	10	0	0	160	80	20	0
7,500万円	198	144	106	75	580	395	270	210
1億円	385	315	263	225	1,220	770	630	490
1.5億円	920	748	665	588	2,860	1,840	1,440	1,240
2億円	1,670	1,350	1,218	1,125	4,860	3,340	2,480	2,120
2.5億円	2,460	1,985	1,800	1,688	6,930	4,920	3,560	3,120
3億円	3,460	2,860	2,548	2,350	9,180	6,920	5,460	4,580
3.5億円	4,460	3,735	3,290	3,100	11,500	8,920	6,980	6,080
4億円	5,460	4,610	4,155	3,850	14,000	10,920	8,980	7,580
4.5億円	6,480	5,493	5,020	4,680	16,500	12,960	10,980	9,080
5億円	7,605	6,555	5,963	5,500	19,000	15,210	12,980	11,040

※法定相続分で相続した場合の子の納付税額の合計



### 2. 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税

祖父母から孫 (70歳以上50歳未満) に対して結婚・子育て資金に充てるための金銭をまとめて信託銀行、銀行、証券会社に信託をした場合には孫一人あたり1,000万円限度 (結婚費用は300万円限度) に贈与税が非課税となる。

●平成27年4月1日～平成31年3月31日までの贈与が対象 ●父母から子への贈与も対象

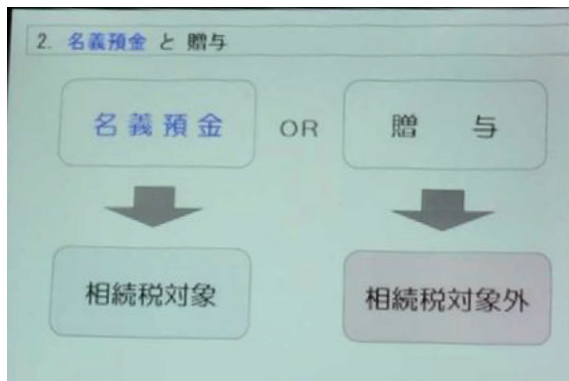
### 3. 住宅取得資金等の贈与税の非課税

祖父母・父母から子・孫に対して住宅取得のための金銭贈与を行った場合には、子・孫一人あたりの限度はあるが贈与税が非課税となる。

贈与税の非課税限度額 (家賃消費税10%)

年	平成27年	平成28年 1月～9月	平成28年10月 ～平成29年9月	平成29年10月 ～平成30年9月	平成30年10月 ～平成31年6月
省エネ・耐震住宅	1,500万円	1,200万円	3,000万円	1,500万円	1,200万円
一般住宅	1,000万円	700万円	2,500万円	1,000万円	700万円

○子・孫は金銭贈与された翌年3月15日までに住宅を取得して住むこと。



- ### 3. 名義預金と言わせない条件
- 贈与契約が立証できる (贈与契約書の作成)
  - 贈与税の申告をし、贈与税を支払っている
  - 受贈者が受けた金銭を使用・維持・管理をしている
    - \* 金銭を使い
    - \* 通帳の維持・管理も自分で
    - \* 印鑑も贈与者と違うものである

会長 佐野 敏晴                      幹事 後藤 純次                      雑誌会報委員長 加納 基宏  
 例会日時 毎週金曜日12時30分より                      例会場 高砂商工会議所 2階会議室  
 高砂ロータリークラブのホームページのURL                      [http://www.winwin.ne.jp/~takasago\\_rc/](http://www.winwin.ne.jp/~takasago_rc/)